佐賀県告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事　古　川　　康

一　都市計画の種類

唐津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二　都市計画を定める土地の区域

(一)　追加する部分

市町名	大字	字地番
唐津市	北波多徳須恵	全域（地先公有水面を含む。）
	北波多大杉	〃
	北波多岸山	〃
	北波多稗田	〃
	北波多田中	〃
	北波多竹有	〃
	北波多山彦	〃
	北波多下平野	〃
	北波多上平野	〃
	北波多成渕	〃

(二)　削除する部分　なし